

## 住民監査請求（地域懇談会）について（概要）

平成 23 年 1 月 28 日、2 月 1 日及び 3 日付けで提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求とならない旨請求人に通知しました。（却下）

### 1 請求の要旨

地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市がねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

### 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

- 地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。
- これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。
- また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。
- 加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。
- ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行

為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

- この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象とならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。